

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

鹿児島県霧島市国分新町一五六七番地一

株式会社DIT
代表清算人 古田 智基

解散公告

当社は、令和八年六月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

沖繩県中頭郡北中城村字屋原六二一番地

Z園芸合同会社
清算人 瑞慶覧朝勇

解散公告(第一回)

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

北海道河西郡中札内村栄東二線二六〇番地

農事組合法人中札内飼料組合
清算人 渡部 文徳

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、令和八年六月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

宮城県塩竈市新富町二八番三十四号

医療法人社団大井産婦人科
清算人 大井 嗣和

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

千葉県市川市行徳駅前四丁目二三番六号

医療法人社団誠安会
清算人 安部 幹雄

解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和八年五月一日三重県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

三重県度会郡度会町棚橋一二二五番地一

度会町土地改良区
清算人 中村 忠彦

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月二十七日奈良地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

奈良市大字矢田原乙二七八番地

宗教学法人実行教矢田原教会
奈良市角振町三九番地の一山田ビル一階ならまち法律事務所
清算人 宮坂 光行

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月十六日の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

福島県福島市松木町一〇番一九号

弁護士 弁護士 宗教学法人巳明院
法人新開法律事務所
清算人 弁護士 新開 文雄

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年六月十日門真市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪府門真市末広町四三番一号

門真市幸福東土地区画整理組合
代表清算人 川村 光世

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

和歌山県田辺市下屋敷町八〇番地

学校法人めぐみ学園
清算人 藤敷 庸一

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大分県宇佐市安心院町内川野四三一番地の一

農事組合法人びしゃもん
清算人 佐田美次郎

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

沖繩県那覇市国場七二四番三

医療法人ゆうりな
清算人 吉田 馨

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年五月二十日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山形県東田川郡庄内町狩川字阿古屋九〇番地

善立寺
清算人 内藤 秀縁

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年五月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

横浜市港南区港南台七丁目四二番三〇号サ

ンライズ港南台二〇号
医療法人社団信陽会
清算人 富永 陽子

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年五月二十八日堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪府大阪市中央区城見一丁目二番二七号

クリスタルタワー二階株式会社URリン
ケージ西日本支社内
堺市高倉台近隣センター土地区画整理組合
代表清算人 辻野 佳成

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月三十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県岩国市相ノ谷二八九番地

宗教学法人常善寺
清算人 龍石 章史

解散公告(第三回)

当法人は、平成三十年三月三十一日、山口県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載日である令和八年六月三日の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県美祿市於福町上四三三四番地の四

学校法人於福学園
清算人 安井 定瑛